

農作業雇用標準賃金と農地の賃借料等の情報を提供します

令和6年農作業雇用標準賃金

農作業雇用標準賃金は、農業者の方が作業員を雇用する場合や農作業を委託する際に目安となる金額です。賃金等を決める際の参考としてください。

(令和6年1月10日から適用)

作業内容		単 位	標準額(円)		備 考
人 力 の 部	田植え	1日あたり	7,700		・1日8時間労働、昼食は持参とする。 ※8時間を超える場合は、お互いに協議のうえ割増料金を定める。
	水田(畑)除草				
	稲(麦)刈				
	一般農作業				
機 械 の 部	耕起(田畑)	トラクター	ロータリー	5,500	・昼食、燃料は持参とする。
			プラウ(深耕)	10,000	
	代かき	トラクター	6,500		
	田植え	田植機	8,500		・育苗・手直しは別途料金 ・昼食、燃料は持参とする。
	田植え	田植機 (苗持込)	27,000		・育苗・手直し含む(苗20箱) ・昼食、燃料は持参とする。
	水稻 刈取り	コンバイン	20,000		・紐付き ・昼食、燃料は持参とする。
	水(陸)稲 乾燥	乾燥機	玄米30kg	水分	23%以上527 20%以上482 15%以上435
もみ1kg			25		
水田全面委託 (水周り・除草・肥料・ 農薬を除く)		10a	85,000		・昼食、燃料は持参とする。 ※作業内容など、詳しくは農業委員会 へお問い合わせください。

※10a以上のほ場整備地区を基準にしています。

ほ場の状況によって作業能率が低下する場合は、お互いに協議のうえ割増料金を決めてください。

※この標準賃金には、消費税を含んでいません。

農地の賃借料等

農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供します。

令和5年1月から令和5年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、次のとおりです。

地 域 名	田(水稻)の部			畑(普通作)の部		
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
大 宮	7,000	10,000	3,000	3,000	5,100	1,000
山 方	9,300	10,000	1,000	2,500	10,000	2,000
美 和	6,000	7,000	5,000	1,300	4,000	1,000
緒 川	6,000	10,000	1,000	2,000	10,000	1,500
御前山	7,000	10,000	3,000	3,000	5,000	1,000

※水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

※農地の賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に、貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

※使用貸借(無償)は、含んでいません。

問 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線211・212